



子及び配偶者の範囲を拡大し、障害者の所得保障の一層の充実を図るための所要の措置を講ずるものである」と記してあります。

条文も、改正にあわせ、  
国民年金法第33条「受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計維持をしていたその者の・・・」が  
「受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者の・・・」と変わりますし、  
厚生年金法も同様に  
「その権利を取得した当時その者」を削除し、  
「維持していた」を「維持している」に変わります。  
障害基礎年金、障害厚生年金も受給権が発生した後から、生計維持関係にあるお子様、配偶者を有するに至ったケースの場合は、有するに至った月の翌月から加算が開始されます。  
又、現在18歳未満等のお子様や65歳未満の配偶者がいらっしゃる方も従前の定めで加算対象とならなかった方々も施行月（平成23年4月）から加算が開始されます。

生計維持関係の認定もこれに伴い、  
受給権発生時点で行うものとされていましたが、  
この改定で、加算を受ける間、認定を行うこととなります。

●西尾はこう思います  
具体的な手続き方法については、まだ不明ですが、  
今回の改正は、障害の年金を受けていらっしゃる方には朗報ではないでしょうか。

障害年金の加算の改正は、良かったと思います。  
しかし、何度も申し上げて恐縮ですが、  
私は、国民年金の遺族の範囲こそ、早急に改正するべきではないかと思っています。

自営で、一緒に働く妻を亡くした夫が子育てをしているケース、  
老齢基礎年金の受給のみで、夫婦で生活しておいでで、  
配偶者を亡くされて生活に困窮するケースなど  
様々なケースがあります。

一定の要件の子、子のある妻だけではなく、  
子のある無しにかかわらず、  
遺族を、一定の要件を満たした  
「配偶者」としてほしいと思っています。

---

---

### ★トピックス～子の加算の取り扱いについて～

児童扶養手当が支給されている場合の、  
障害基礎年金の子供の加算の取扱いにも変更があります。

扶養手当は、子供が母子家庭、父子家庭など  
一人親に監護されている場合に支給されますが、  
ご両親がいらっしゃる場合で、  
父又は母が児童扶養手当法施行令で定める程度の障害の状態にあれば  
支給されます。  
しかし、障害基礎年金の加算対象となる場合は、  
この扶養手当の支給はされません。  
子の加算額は、  
1,2子までは年額227,900円。月額換算すると2万円弱。  
一方、扶養手当全部支給の場合は、月額41,720円、  
一部支給が親の収入により9,850～41,710円と、

手当額のほうが高額となるケースもあります。

今回の改正で、受給後にお子様を有することで加算が支給されることにより、扶養手当が支給されなくなる場合が出てくることに対し、厚生労働省年金局長名で「児童扶養手当の額が、この子を障害基礎年金の加算額の対象とした場合の当該加算額を上回る場合においては、当該子は児童付与不手当が支給される母又は父によって生計を維持されており、当該子と障害基礎年金の受給権者である父又は母との間には生計維持関係はないものと取扱って差し支えないことにする」と日本年金機構理事長宛通知しました。

つまり、今迄どおり、児童扶養手当を支給するということになります。

=====

~~~~~編集後記~~~~~

いよいよ、百回！  
毎回、読んでくださる読者の皆様あってこそ、でございます。

ということで、読者の皆様に感謝して  
クリアアサヒで乾杯！

あては、いりぎんなん、かぼちゃのほくほく炊き、  
笹鰯などなど。

秋の夜長、たまりませんな！  
(朝、お読み下さっている皆様、すみません)

~~~~~

\*\*\*\*\*

**年金についてのご相談なら**  
西尾雅枝社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 & 年金コンサルタント  
西尾雅枝  
〒604-8155  
京都市中京区錦小路通室町東入ル  
占出山町308 ヤマチュービル2F N10  
電話&FAX(075)241-4586  
メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)  
WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

\* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 \*

\*\*\*\*\*

-----  
働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報  
発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>  
配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>  
-----